

還 付 公 告

下記の物件については、神戸空港第 2 ターミナルビル国際線場内等に放置され、所有者不明のため還付することができないことから、関税法第 134 条第 2 項の規定に該当する同項の領置物件とみなし、還付公告する。

なお、本公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは同条第 3 項の規定を適用し、当該物件は国庫に帰属する。

令和 8 年 10 月 2 日

神戸税関長 井田 直樹

記

番号	品名	数量	領置（拾得）年月日	領置場所 （拾得場所）
1	加熱式たばこ（TEREA）	1 カートン （200 本）	令和 8 年 6 月 18 日	神戸税関神戸空港事務所 （スターラックス航空機 内）
2	紙巻たばこ（MEVIUS）	182 本	令和 8 年 7 月 16 日	神戸税関神戸空港事務所 （出国待合室）
3	紙巻たばこ（Marlboro）	17 本	令和 8 年 8 月 15 日	神戸税関神戸空港事務所 （チェジュ航空機内）

当該物件にお心当たりがある方は神戸税関監視部神戸空港事務所電話 078-381-5497
までご連絡ください。